

広瀬体育館使用料（令和8年4月1日から）

区分			使用料の額(円/1時間)(税込)	
			昼間(9時から18時まで)	夜間(18時から22時まで)
スポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	中学生以下	170	260
		高校生	230	350
		一般	350	530
	入場料を徴収する場合	中学生以下	350	530
		高校生	470	710
		一般	710	1,070
スポーツ以外の使用の場合	営利宣伝を目的としない場合		710	1,070
	営利宣伝を目的とする場合		3,540	5,310

1. 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とします。
2. 使用料は、全面を使用する場合の料金です。半面を使用する場合の料金は2分の1になります。なお、使用料金に10円未満の金額が生じる場合は切り捨てます。

【計算例】

一般(入場料なし)、半面使用、使用時間18時～21時(夜間3時間)の場合
 $530 \text{円} \times 1/2 = 265 \text{円}$ (1円単位切り捨て) $\Rightarrow 260 \text{円} \times 3 \text{時間} = \underline{780 \text{円}}$ (支払額)

3. 「中学生以下、高校生、一般」の方が、合同で使用する場合は、使用料の高い方の額を適用します。
4. 昼間に照明を使用する場合は、夜間の料金を適用します。
5. 使用開始の日の2日前を超えて使用のキャンセルをした場合は、使用料の全額がかかります。